

○高浜市春日庵の設置及び管理に関する条例

平成3年3月29日

条例第15号

改正 平成14年3月29日条例第20号

平成17年10月20日条例第24号

平成20年9月30日条例第28号

令和5年3月24日条例第4号

(設置)

第1条 市民に憩いの場を提供し、あわせて文化の向上及び福祉の増進に寄与するため、高浜市春日庵（以下「春日庵」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 春日庵の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高浜市春日庵	高浜市春日町三丁目2番地21

(利用の許可)

第3条 春日庵を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可することができない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) その他管理上利用を許可することが適当でないとき。

(使用料)

第5条 第3条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、高浜市使用料及び手数料条例（昭和39年高浜町条例第18号）の定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第6条 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に、春日庵の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）

を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金は、高浜市公の施設の指定管理者の利用料金に関する条例（平成20年高浜市条例第28号）の定めるところによる。
- 3 第1項の規定により指定管理者が利用料金を収受する場合において、前条の規定は、適用しない。
- 4 第1項の規定により指定管理者が利用料金を収受する場合において、指定管理者は、第11条第2号の業務を行わないものとする。

（平20条例28・追加）

（利用者の義務）

第7条 利用者は、春日庵の利用について、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに第3条第2項の規定による許可に付けられた条件及び教育委員会の指示に従わなければならない。

（平14条例20・一部改正、平20条例28・旧第6条繰下）

（許可の取消し及び利用の中止命令）

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 災害その他の事故により春日庵の利用ができないとき。
- (3) その他やむを得ない理由があると認めるとき。

（平20条例28・旧第7条繰下）

（損害賠償）

第9条 利用者は、故意又は過失によって施設又は備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

（平20条例28・旧第8条繰下）

（指定管理者による管理）

第10条 教育委員会は、春日庵の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者に春日庵の管理を行わせることができる。

- 2 指定管理者に春日庵の管理を行わせる場合においては、第3条、第4条、第7条及び第8条中「教育委員会」とあるのは「第10条第1項に規定する指定管理者」として、これらの規定を適用す

る。

(平17条例24・全改、平20条例28・旧第9条繰下・一部改正)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 春日庵の利用及びその制限に関する業務
- (2) 使用料の収納に関する業務
- (3) 春日庵の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平17条例24・全改、平20条例28・旧第10条繰下)

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、高浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年高浜市条例第29号)、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則、春日庵の管理運営に関し市と締結した協定その他教育委員会の定めるところに従い、春日庵の管理を行わなければならない。

(平17条例24・追加、平20条例28・旧第11条繰下、令5条例4・一部改正)

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、春日庵の管理及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平14条例20・旧第9条繰下、平17条例24・旧第11条繰下、平20条例28・旧第12条繰下)

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第20号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第28号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第4号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。